

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第20条」を「第21条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「第33条」を「第34条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、」を「審査請求人、」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、「又は複写」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法

により表示したものの閲覧)」を加え、「又は複写」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとする時は、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第12条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。